

奈良県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県知事 山 下 真

奈良県条例第十七号

奈良県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月奈良県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。